

「東日本大震災から10年の歩み」動画コンテンツ制作事業
に係る請負先の公募について

下記について請負先を募集しますので、受注を希望される場合は見積書等を提出して下さい。

令和2年11月17日

支出負担行為担当官
東北経済産業局総務企画部長 北村 敦司

1. 契約概要

(1) 請負業務の名称等

「東日本大震災から10年の歩み」動画コンテンツ制作事業

(2) 業務内容及び実施場所

別紙仕様書のとおり

2. 参加資格

オープンカウンターに参加することができる者は、見積書提出期日において、次の各号に定めるすべての事項を満たす者とする。

- (1) 経済産業省所管の契約に係る競争参加者資格審査事務取扱要領(昭和38年6月26日付け38会第391号)に基づいた、平成31・32・33年度または令和01・02・03年度経済産業省競争参加資格(全省庁統一規格)において「役務の提供等」の「B」、「C」又は「D」の等級に格付けされ、競争参加地域を「東北」としている者。
- (2) 予算決算及び会計令(以下、「予決令」という。)第70条の規定に該当しない者。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (3) 予決令第71条の規定に該当しない者。
- (4) 経済産業省からの補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている者ではないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団及び警察当局から排除要請がある者に該当しない者。
- (6) 情報管理体制として、過去3年以内に情報管理の不備を理由に経済産業省から契約を解除されている者ではないこと。

3. 質問方法及び問い合わせ先

(1) 質問方法

電話またはFAXの受付とし、受付時間は次のとおりとする。
9時30分から12時まで、13時30分から16時30分まで
(但し、土曜日、日曜日等閉庁日を除く。)

(2) 業務内容に関する問い合わせ先

東北経済産業局地域経済部東日本大震災復興推進室

電話 022-221-4813

FAX 022-265-2349

(3) 見積書提出に関する問い合わせ先

東北経済産業局総務企画部会計課調度係

電話 022-221-4869

FAX 022-261-7390

4. 見積書等の提出期限等

(1) 提出期限

令和2年11月24日（火曜日）12時まで

(2) 提出方法

1) 電子調達システムを利用した提出

政府電子調達(GEPS) URL: <https://www.geps.go.jp/#>

2) 紙による提出

提出先

〒980-8403 仙台市青葉区本町三丁目3番1号 仙台合同庁舎B棟4階

東北経済産業局総務企画部会計課調度係

電話 022-221-4869

3) 提出する書類

ア 見積書

イ 2. (1)に係る競争参加資格証明書の写し。ただし、同一年度内におけるオープンカウンター案件への2回目以降の見積書提出時は不要とする。

ウ 別添様式に掲げる情報セキュリティの確保・個人情報の取扱い等に関する同意書

エ 仕様書の6. その他の留意事項に定める東北経済産業局または東北管内の官公庁の映像制作案件の実績があることを説明する書類

(3) 見積書に関する注意事項

ア 様式は任意とする。

イ 2. の要件を満たす法人の場合は社印及び代表者印を押印すること。

ウ 見積書の宛名は「支出負担行為担当官 東北経済産業局総務企画部長」とし、日付は提出日とすること。

エ 消費税率は10%で見積もり、消費税額の円未満の端数は切り捨てとすること。

5. 電子調達システムの利用

- ・本件は、電子調達システムを利用した手続により、実施するものとする。
- ・ただし、紙による提出も可とする。

6. その他

- ・ 本件は、請書の提出を要する。
- ・ 請負先の決定方法は、期限内に見積書を提出した者のうち、予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な見積書を提出した者とする。
- ・ 結果は落札者に通知するほか、局ホームページにて公表する。
- ・ 受注した場合の支払いは、成果物の納入後に銀行振り込みとし、当局が請求書を受理してから30日以内とする。

(別添)

情報セキュリティの確保・個人情報の取扱い等に関する同意書様式

甲：東北経済産業局総務企画部会計課長 御中

作成年月日： 年 月 日

情報セキュリティの確保・個人情報の取扱い等に関する同意書

乙：〇〇〇〇株式会社

下記の事項に同意し、甲の指示があったときにその指示に従いますので、見積書を提出いたします。

記

1. 仕様書内容及び東北経済産業局役務請負契約条項の情報セキュリティの確保（第16条）（※1）（※2）、及び個人情報の取扱い（第17条）（※2）を遵守すること。
2. 本業務に従事する全ての者において、業務を遂行する能力があることを証明すること。具体的には、各業務従事者の氏名、所属、役職、業務経験、その他甲が指示する項目の略歴を提出し、業務遂行能力を証明すること。

(参考)

ア. 東北経済産業局役務請負契約条項（印刷製造、その他物品製造含む）

https://www.tohoku.meti.go.jp/kaikei/format/pdf/2020/20_19_ukeoi_format.pdf

東北経済産業局役務請負契約条項（コンテンツバイドール版）

https://www.tohoku.meti.go.jp/kaikei/format/pdf/2020/20_20_ukeoi_con-ayhdoie_format.pdf

イ. 経済産業省情報セキュリティ管理規程

https://www.meti.go.jp/intro/data/pdf/kanri_kitei.pdf

ウ. 経済産業省情報セキュリティ対策基準

https://www.meti.go.jp/intro/data/pdf/taisaku_kijun.pdf

エ. 経済産業省個人情報保護管理規程

<https://www.meti.go.jp/policy/kojinjyohohogo/kitei.pdf>

(※1) 外部公開ウェブサイトを構築又は運用する場合には、次条に規定する「外部公開ウェブサイトにおける情報セキュリティ対策」に基づく情報セキュリティ対策を含む。

(※2) 経済産業省役務請負契約条項・コンテンツバイドール版の場合には契約条項第26条及び第27条を指す。

仕様書

1. 件名

「東日本大震災から10年の歩み」動画コンテンツ制作事業

2. 事業目的

東日本大震災の発災から10年を迎えるにあたり、これまでの復興への軌跡とそこからの学びや取組を総括するため、東北経済産業局から産業復興の現状についてまとめると共に、有識者や被災企業・被災地まちづくり外社長にインタビューを行い、復旧・復興、まちづくりの再生に向けた取組を振り返る内容の動画コンテンツを制作する。制作した動画は、東北経済産業局WEBサイトやYoutubeへの掲載、各種イベント等で上映し、復興の軌跡やそこから得た教訓を次世代へ継承するために広く発信を行う。

3. 事業内容

(1) 構成

制作する動画の本数及び構成は以下のとおりとする。

- ① 有識者へのインタビュー(仙台市内を想定)
 - ② 岩手県被災企業等へのインタビュー(岩手県沿岸部の2者を想定)
 - ③ 宮城県被災企業等へのインタビュー(宮城県沿岸部の2者を想定)
 - ④ 福島県被災企業等へのインタビュー(福島県沿岸部の2者を想定)
- ・ 動画はそれぞれ5分程度の長さとし、要所にキャプション及び字幕、資料映像や写などをインサートしたものとする。
 - ・ 現地にてインタビューを行う形式を基本とし、出演する有識者及び企業等は東北経済産業局が指定する。
 - ・ 共通フォーマットとするなど、全体としてシリーズの体裁とした上で、各動画はそれぞれが単独コンテンツとしても使用可能な内容とする。
 - ・ 上記構成を基本とするが、詳細については企画提案に基づき、東北経済産業局と協議の上で決定する。

(2) 実施方法

- ・ 3. (1) 構成の詳細、撮影、編集等に係る詳細について企画立案を行う。
- ・ インタビュー部分については、外部施設等にて現地にて撮影した方がより内容や魅力が伝わるため、原則ロケーション撮影を行う。
- ・ 既に保有している写真・映像等素材の使用は妨げない。
- ・ 東北経済産業局による校正は2回以上行う。

4. 事業期間

請負契約締結日から令和3年3月26日まで。

5. 成果物

動画を格納した(DVD-R)計6枚(FHD版3枚、4K版3枚)

ファイル形式はmp4とする。

コーデックはH.264とする。

動画の解像度はそれぞれ1920×1080及び3840×2160とする。

フレームレートは24fps以上とする。

アスペクト比は16:9とする。

6. その他の留意事項

- ・制作した動画の著作物の著作権(著作権法第27条及び第28条の権利を含む。)は、納入時に東北経済産業局に帰属するものとする。
- ・権利者のある映像等を使用する場合は、事前に権利者より、二次使用を含めた 使用許諾及び事後においても権利の主張を行わない旨の許諾を得た上で、必要となる一切の手続きを行うこととする。
- ・フリー素材の映像等を使用する場合は、必ず著作権の確認を行った上で使用することとする。
- ・二次利用した映像等素材の出典情報を一覧にまとめた資料及び権利者からの転載許諾書の写し等の二次利用に問題が無い旨が分かる資料を提出することとする。
- ・事業内容の外注は行わず全て自社にて行うこととする。
- ・撮影する動画の解像度は、4K以上とする。
- ・撮影に係る宿泊・交通費等は本契約に含むものとする
- ・制作クオリティの保証として、ディレクターやカメラマン・音声など専属の 技術スタッフを付け、分担した撮影及び編集とすること。
- ・東北経済産業局または東北管内の官公庁の映像制作案件の実績があること。
- ・事業の遂行にあたり、知り得た情報については、事業期間中及び終了後においても、第三者に漏らしてはならないものとする。
- ・東北経済産業局と綿密に調整が出来る体制を確保するため、東北管内の事務所にて事業を行うものとする。
- ・その他、詳細については、東北経済産業局と適宜相談の上、進めることとする。

7. 納入場所

東北経済産業局地域経済部東日本大震災復興推進室

以上